

## 14 承継申請書類の作成

鉛筆、シャープペンシル、消しゴムでインクが消えるタイプのボールペンで記入した申請書等や確認資料は不可

※許可申請と共通する様式の記載例は「9 申請書等の作成」を御覧ください。

※事実と異なる内容の申請・届出をした場合、許可の取消処分や、刑事罰の対象となることがあります。内容をよく確認した上で作成してください。

# 譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 干350-1126 川越市旭町2-13-6  
ヤマダ工業(株)  
代表取締役 山田一郎

譲受人 干330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
(株)スズキ建設  
代表取締役 鈴木太郎

地方整備局長  
北海道開発局長  
埼玉県 知事 殿

太枠内は記入しないこと

行政庁側記入欄

大臣コード  
知事

許可番号 項番 3 01 国土交通大臣 許可(一般) 第 012345 号 令和 年 月 日

認可申請年月日 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの日 令和 年 月 日

事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載

事業譲渡の理由を簡潔に記載

譲渡及び譲受けの理由 (例)「会社事業の整理」、「譲渡人役員が退任予定」、「個人事業の法人化」等

譲渡及び譲受けの価額 30,000,000 円

事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載

引き続き使用する許可番号 大臣コード 知事 国土交通大臣 許可(一般) 第 012345 号 埼玉県知事

承継後に使用する許可番号を記載(原則、譲渡人のもの)

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 じ ゅ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

認 可 申 請 時 点 に お い て 許 可 を 受 け て い る 建 設 業

商号又は名称のフリガナ

申請時点で譲受人が受けている許可について記載

商号又は名称 (株) スズキ建設

登記どおりに記載

代表者又は個人の氏名のフリガナ スズキ タロウ

マンション等の場合は、登記上の記載がなくとも部屋番号まで記入

代表者又は個人の氏名 鈴木 太郎

支配人の氏名 (個人事業主で支配人を登記している場合に記載)

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 都道府県名 埼玉県 市区町村名 さいたま市浦和区

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 高砂 3-1-5-1

登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入

郵便番号 330-9301 電話番号 048-123-4567

ファックス番号

法人又は個人の別 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 2000000 (十円) 個人事業主は記載不要 法人番号 1234567890123

兼業の有無 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 建設資材の販売

許可番号 大臣コード 知事 国土交通大臣 許可(一般) 第 034567 号 令和 年 月 日

(第2面)

本県に届出済みのとおりに記載。  
変更がある場合には事前に変更届を提出。

<譲渡人に関する事項>

譲渡建設業 19 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 20 ヤ マ ダ コ ウ ギ ヨ ウ

商号又は名称 21 ヤ マ ダ 工 業 ( 株 )

代表者又は個人の氏名のフリガナ 22 ヤ マ ダ イ チ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 23 山 田 一 郎 支配人の氏名 (個人事業主で支配人を登記している場合に記載)

主たる営業所の所在地市区町村コード 24 1 1 2 0 1 都道府県名 埼玉県 市区町村名 川越市

主たる営業所の所在地 25 旭 町 2 - 1 3 - 6

郵便番号 26 3 5 0 - 1 1 2 6 電話番号 0 4 9 - 2 3 4 - 5 6 7 8

ファックス番号

法人又は個人の別 27 1 (1.法人 2.個人)

兼業の有無 28 1 (1.有 2.無)

資本金額又は出資総額 4 5 2 0 0 0 0 (千円)

法人番号 13 15 20 25 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

建設業以外に行っている営業の種類 機械器具の製造

大臣コード 29 1 1

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般 0 1) 第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 2 年 0 3 月 1 6 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 申請書類等に関する質問に回答できる者 (社内の担当者、代理人行政書士等) の連絡先を記載

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

記載要領

- 1 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
  - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 (株) A建設  
B建設(有))
- | 種 類     | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社  | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
  - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
  - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
  - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18  又は のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣  
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば     又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19  「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

特段の記載がない場合、記載の要領は様式第二十二号の五と同様

00111

# 合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 合併の当事者法人を全て記載すること

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

太枠内は記入しないこと

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可番号	国土交通大臣 知事 許可 (般特)	第	号	許可年月日	令和	年	月	日
項番	3	01	( ) ( )	5	10	11	13	15		
認可申請年月日	02	令和	年	月	日					

合併年月日	03	令和	年	月	日	(吸収合併) 合併契約で定めた効力発生日 (新設合併) 合併契約で定めた新設合併設立会社の設立日
合併理由	04	(例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 ※簡潔に記載				
合併の価格	05	円	合併契約で定めた合併の対価を記載			

引き続き使用する許可番号	06	大臣コード 知事	国土交通大臣 知事 許可 (般特)	第	号	許可後に使用する許可番号を記載 (原則、合併消滅法人のもの)
<b>&lt;合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項&gt;</b>						
合併後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解				(1. 一般) (2. 特定)
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業	08					(1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ	09																承認後に合併後存続する法人が受けることになる許可について記載 ※新設合併の場合は記載しない
商号又は名称	10																
代表者の氏名のフリガナ	11																
代表者の氏名	12																
合併後の主たる営業所の所在地	13	都道府県名					市区町村名										
郵便番号	15	-			電話番号												
ファックス番号																	

資本金額等	16	資本金額又は出資総額											法人番号	13桁の番号を記載				
		(千円)	4	5	10	13	15	20	25									



記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設 (有) )  
B建設 (有) )

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 2 1 1 3 のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03 5 2 5 3 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合



にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 [1][8]又は[2][9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 [1][9]「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

特段の記載がない場合、記載の要領は様式第二十二号の五と同様

0 0 1 2 1

# 分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

分割の当事者法人を全て記載すること

申請者

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

太枠内は記入しないこと

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣許可(一般)第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日
認可申請年月日	02	令和 00 年 00 月 00 日

分割年月日	03	令和 00 年 00 月 00 日	(吸収分割) 分割契約で定めた効力発生日 (新設分割) 分割計画書で定めた新設分割設立会社の設立日
分割の理由	04	(例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 ※簡潔に記載	

分割の価格	05	円	分割契約(分割計画書)で定めた分割の対価を記載
-------	----	---	-------------------------

引き続き使用する許可番号	06	大臣コード 知事	国土交通大臣許可(一般)第 0000000000 号	許可後に使用する許可番号を記載(原則、分割被承継法人のもの)
--------------	----	-------------	----------------------------	--------------------------------

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
認可申請時において許可を受けている建設業	08		(1. 一般) (2. 特定)

申請時点で分割承継法人が受けている許可について記載  
※新設分割の場合は記載しない

商号又は名称のフリガナ	09		登記のとおり(新設分割の場合は、分割計画書で定めたとおり)に記載
-------------	----	--	----------------------------------

商号又は名称	10	
--------	----	--

代表者の氏名のフリガナ	11	
-------------	----	--

代表者の氏名	12	
--------	----	--

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	都道府県名	市区町村名
-----------------------	----	-------	-------

分割後の主たる営業所の所在地	14	
----------------	----	--

郵便番号	15	電話番号
------	----	------

ファックス番号

資本金額等	16	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号	13桁の番号を記載
-------	----	-----------------	------	-----------



記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば△建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設 (有) )

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「<sup>大臣</sup>知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

(用紙A4)

譲渡及び譲受け、合併、分割認可申請の際に使用する様式

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料を後日提出する旨の誓約書。期限内に提出がない場合は、許可を取り消します。

令和 年 月 日

申請者

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
埼玉県知事 殿

認可申請書の申請者欄と同様に、全ての申請者が連署（記名も可）すること

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

## 様式二十二号の九（第十三条の二関係）

埼玉県知事許可業者が相続以外の事業承継を国土交通大臣に申請した場合に提出する様式

届 出 書

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

(株) スズキ建設

埼玉県知事 殿

届出者 代表取締役 鈴木 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に 譲渡及び譲受け  
合 併  
分 割 の認可の申請を行いましたので届出をします。

不要なものを消す

### 記

#### 1. 届出者に関する事項

名称	(株) スズキ建設
許可番号	埼玉県知事許可第〇〇〇〇〇号
許可を受けている建設業	(土)、(建)、(と)

#### 2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

##### (1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	〇×建設(株)	届出者と同一人の場合、名称欄に「届出者と同一」と記載すれば足りる。 2(2)について、新設される法人の場合、名称のみ記載する。
許可番号	〇〇〇許可第×××××号	
許可を受けている建設業	(と)、(鋼)	

##### (2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	届出者と同一
許可番号	
許可を受けている建設業	

##### (3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	令和3年4月1日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和3年6月1日

特段の記載がない場合、記載の要領は様式第二十二号の五と同様

0 0 1 3 1

# 相続認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

太枠内は記入しないこと

主たる営業所の所在地  
商号又は名称  
氏名  
を記載

申請者 相続人

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	令和 年 月 日
認可申請年月日	0 2	許可 (一般特) 第 号	

被相続人の死亡日 令和 年 月 日 ← 戸籍謄本等のおりに記載

引き続き使用する許可番号 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可 (一般特) 第 号  
 承継後に使用する許可番号を記載 (原則、被相続人のもの)

### <相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 1. 一般 2. 特定

認申請時において相続人が許可を受けている建設業 1. 一般 2. 特定

申請時点で相続人が受けている許可について記載  
 申請時点で許可を受けていない場合は空欄

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

氏名フリガナ

氏名 住民票のおりに記載 支配人の氏名 (支配人登記をしている場合に記載)

被相続人との続柄 (戸籍謄本等のおりに記載)

相続後の主たる営業所の所在地 市区町村コード 都道府県名 市区町村名

相続後の主たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号 ファックス番号

兼業の有無 (1. 有 2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可 (一般特) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日





記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば△建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 0 4 「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 0 5 「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 0 6 「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 0 7又は1 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
- 10 0 9又は2 0 「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
- 11 1 0又は2 1 「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 1 2 「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 1 3 「相続後の主たる営業所の所在地」又は2 3 「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2□1□1□3□のように記入すること。
- 14 1 4又は2 4のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03□5253□8111□のように左詰めで記入すること。
- 15 1 6又は2 6のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「許可番号」の欄の「大臣  
知事  
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 1 7 「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

相続認可申請の際に使用する様式

## 誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を後日提出する場合の誓約書。  
期限内に提出がない場合は、許可を取り消します。

令和 年 月 日

申請者

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

埼玉県知事 殿

申請書の申請者欄と同様に記載する

### 記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

埼玉県知事許可業者に係る相続の認可を国土交通大臣に申請した場合に提出する様式

届 出 書

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇〇

相続工務店

届出者 相続 一郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、相続人  
被相続人  
に関する事項について、届出をします。

不要なものを消す

1. 届出をする 相続人 被相続人 に関する事項

名称	相続工務店
許可番号	埼玉県知事許可第〇〇〇〇〇号
許可を受けている 建設業	(建) (大) (内)

2. 届出者に関する事項

名称	届出者と同一
許可番号	
許可を受けている 建設業	

届出者が相続人の場合、2は名称に「届出者と同一」を記載すれば足りる。

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行つた日	令和3年4月1日
被相続人の死亡日		令和3年3月5日

記載要領

- 1 「相続人 被相続人」については、不要なものを消すこと。
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。